

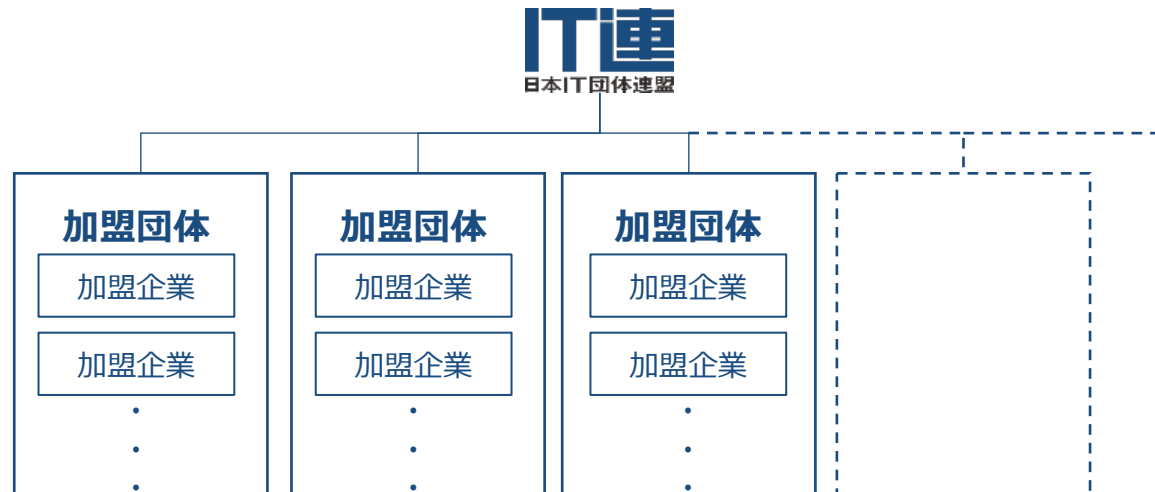


一般社団法人 日本IT団体連盟

日本IT団体連盟について

ITに関わる団体が一丸となって我が国の経済成長を実現すべく
2016年7月に発足した日本最大級のIT業界団体です。

60団体/約5,000企業/約400万人



一般社団法人
日本IT団体連盟

会長 川邊 健太郎

公共調達に関する政策要望

要望タイトル	概要
官公庁が発注する大規模システムの構築に地方 IT 企業が参画する仕組みの整備	資格要件や支払要件が厳しく、中小企業の参入が難しいため、「JVでの入札参加」、「中小・地元企業への発注枠の設定」、「フェーズごとの検収・支払」など中小企業が参画できる仕組みを整備してほしい
政府調達における工程別入札制限について	現状存在する工程別の画一的な受注制限を見直し、より柔軟な運用を行うことで、中小スタートアップ含めた多様な企業が上流工程の調達にも参画しやすくするべきと考える。
入札公告期間の十分な確保／政府調達の期間設定について	事業者が十分な準備期間を確保できるよう、十分な入札公告期間を確保してほしい
技術的対話による企画競争参加へのインセンティブ導入	調達検討に参加しても、採用されなければそれまでに要したコストは全て事業者の負担となるため、調達対応により発生するコスト分を報酬として支弁してほしい
付加価値を評価する評価基準や契約形態について	従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって将来的に創出できる付加価値を示した提案を高く評価してほしい

官公庁が発注する大規模システムの構築に地方IT企業が参画する 仕組みの整備

【要望の理由・背景】

現在の入札制度では、資格要件、支払要件などが厳しく、結果として中堅・中小企業、地元企業の市場参入が難しい。

2023年3月にデジタル庁情報システム調達改革検討会より開示された「デジタル庁情報システム調達改革検討会最終報告書 簡易版」によると、中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大を実現するための取り組みとして、「技術力を有する多種・多様な企業の参入円滑化」および「DMP導入検討」が計画されている。これにより、透明性、競争性などが向上され、中小を含めた多くの企業の参入障壁は下がることが見込まれる。

またベンダーロックインの排除についても計画されており、企業が公平に入札に参加できるようになることが期待される。しかし、中堅・中小企業、地元企業の参入チャンスを増やすためには、今の計画に加え、より中小企業の現状に寄り添った施策が必要と考える。

これにより地方IT関連業者の創業増加及び技術の底上げを行い、地域ユーザーのDX推進及びセキュリティ対策などに寄与することが可能になると考える。

【要望内容】

①中小企業が連携して受注する仕組み作り

JV制度及びJVでの入札が容易になり加速されるような入札資格制度の見直し。

- ・JVでの入札資格取得を可能とする
- ・首都圏と地方企業でのJVを推奨し、その取り組みに補助金制度を設ける

②完全競争入札ではなく、地元及び中小企業に発注枠を設ける

③完成検収後決済ではなく、工事進行基準に準拠しフェーズ毎の検収を可能にし、支払いも検収に合わせて実行する

④開発期間中の政府融資制度などを創設する

根拠法令/関連予算/関連税制：地方自治法施行令第167条の5

政府調達における工程別入札制限について（1/2）

【要望の理由・背景】

デジタル庁は政府情報システムの整備及び管理に関する政府共通ルールとして「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（令和6年5月31日デジタル社会推進会議幹事会決定）をまとめており、その中の「入札参加資格に関する事項」として以下を明示している。

第3編 ITマネジメント 第6章 調達 2.調達仕様書の作成等 1) 調達仕様書の記載内容 ク 入札参加資格に関する事項

入札制限

透明性及び公正性並びに確実な契約履行等を確保するため、次のイ) からハ) までに掲げる者に対し、入札制限を定めるものとする。

- イ) 各工程の調達仕様書の作成に直接関与した事業者は、透明性及び公正性の確保の観点から、当該調達案件の入札に参加させないものとする。ただし、競争上何ら有利とならないと認められるときはこの限りでない。
(後略)

仕様書作成業務に直接的に携わっていない場合、または競争において有利とならないことが明確に認められる場合は、一連の関連する調達の受託事業者であっても入札制限の対象ではないと示されている。

しかし、実際の各府省庁の政府調達では、これまでの慣習を踏襲し仕様書の作成有無に関わらず上流の工程（調査・計画・要件定義）を受託した企業が後の工程（設計・構築・運用）の調達への参加を画一的に制限するケースが多く存在している。

このような画一的な受注制限は、上流工程事業者の責任感低下を招く可能性がある。下流工程への参画がないため、不適切な計画や要件定義を作成しても責任を問われにくい状況が生じ、結果として下流工程事業者が無理な作業を強いられたり、低品質なシステムを納品せざるを得ない事態を招く可能性がある。さらに、この制限によって、上流工程に優れたノウハウを持つ企業が下流工程に参加できず、効率的で生産性の高いシステム開発が阻害される懸念もある。

(次頁に続く)

政府調達における工程別入札制限について (2/2)

【要望内容】

高品質な政府情報システム開発のため、調達における公平性と生産性を両立させるべく、各府省庁の調達における「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」に即した入札制限の見直しを検討いただきたい。

現状存在する工程別の画一的な受注制限を見直し、より柔軟な運用を行うことで、中小スタートアップ含めた多様な企業が上流工程の調達にも参画しやすくするべきと考える。

例) 上流工程（調査・計画・要件定義）の業務と、その後の工程の調達に係る仕様書作成の業務は別調達にするよう運用ルールを作成する

例) 上流工程（調査・計画・要件定義）の業務の仕様書に、次工程の受注制限の有無を必ず明記するよう運用ルールを作成する

例) 仕様書の公平さを第三者的に担保する仕組みを検討する

根拠法令：デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン

入札公告期間の十分な確保/政府調達の間設定について

【要望の理由・背景】

- 情報システム調達に関しては「政府調達手続に関する運用指針等について」（平成26年3月31日関係省庁申合せ）に基づき、規模に応じた調達期間等が設定され運用されていると認識している。また、これら申合せのレビュー及びフォローアップを行うため、政府調達の自主的措置に関する関係省庁等会議が開催され、今後の政府調達の運営に関する取組みについて議論されている。
- 上記においては、提案事業者に必要な準備期間が確保されるよう、調達期間は入札公告の日から入札書受領まで50日の期間を設けることとされているが、以下のような場合があり、人材に限られる中堅・中小企業には特に対応が難しい状況となってしまう危惧がある。
 - ✓ 政府調達においては、大型連休前（年末やお盆前）に入札等が公示され、連休明けに締切が設定されることがある。そのような場合、事業者としては提案準備や入札準備期間の確保が難しく、提案品質を低下せざるを得なかったり、本来休暇となるはずの期間を使って準備をしなければならないことがある。
 - ✓ 入札公告期間中には疑義照会の期間が設けられているが、照会に対する発注者からの回答が入札期限直前に開示され、提案事業者としては回答を受けてから非常に短い期間での提案内容や見積内容の修正に対応しなければならないことがある。
- また、現在調達手続の合理化を図るため、事業者が不要と認めた場合の意見招請の省略や、期間の短縮についても検討されていると認識している。手続きの合理化については柔軟な調達の実現のためにも必要な取組と考え本検討には合意するが、上記事項についても併せて考慮することで、より品質の高い提案の実現、働き方改革やワークライフバランスの実現が可能になると考える。

【要望内容】

調達手続きの合理化の取組みと合わせ、提案品質の確保、また、政府でも推進されている働き方改革やワークライフバランスの観点から、調達の間設定(入札公告～入札期限)につき、事業者の準備期間が十分に確保されるよう検討いただきたい。

1. 入札公告期間を営業日換算にする
2. 入札公告期間についても意見招請等で事業者から意見を招請した上で決定する
3. 予定していた疑義照会回答日を超過した場合、入札期限を延伸する

根拠法令：「政府調達手続に関する運用指針」（平成 26 年 3 月 31 日関係省庁申合せ）

技術的対話による企画競争参加へのインセンティブ導入

【要望の理由・背景】

2020年度から施行されている政府調達における技術的対話による企画競争について、約120日にも及ぶ調達検討に参加したにも関わらず、採用されなければ調達対応に投資したコストがすべて事業者の負担となり、特にこのような負担をすることが難しい中堅・中小企業やスタートアップ企業の参加への意欲を阻害する要因の一つとなっている。

【要望内容】

事業者が政府調達に参加するハードルを下げるために、事業者に対して調達対応に発生する工数分を直接報酬として支弁する制度を導入いただきたい。

具体的には、技術的対話相手に指名された場合は官庁からの指示内容に対して工数を提示し、双方合意の上、官庁から事業者に報酬が支払われる等の対応を検討いただきたい。

関連法令：デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和5年6月9日 閣議決定）

付加価値を評価する評価基準や契約形態について

【要望の理由・背景】

- 現在の政府調達では、「完全定額契約」(FFP: Firm Fixed Price) が主流であり、SLAのように基準とペナルティは設定されているものの、高いパフォーマンスを発揮したもののや付加価値を創出した取組みへのインセンティブは設定されていない。
- 一方、デジタル庁「情報システム調達改革検討会」の最終報告書※1でも言及されるアジャイル開発等においては、疎結合なマイクロサービスを活用する等、開発段階から、構築後の柔軟なサービス改善や利用者の体験価値向上等を意識することが重要となる。同じ要求仕様に対しても、実現方式によって将来的に創出できる付加価値に差異が生じるが、このような付加価値創出に対して、評価する枠組み・指標は十分に整理されていないと認識している。
※1.: [デジタル庁情報システム調達改革検討会 最終報告書\(本文\)](#)
- 上記のような付加価値の向上に繋がる取組みを評価・促進する仕組みとして、米国の政府調達では、過去にPBA(Performance Based Acquisition)を適用。PBAではインセンティブの基準として“パフォーマンス”、“納期”、“過去のパフォーマンス”等が設定されている。また、現在ではGSA(米国調達庁)が示す指針「Digital Service Handbook」では、「Develop metrics that will measure how well the service is meeting user needs at each step of the service」と付加価値を向上させるための指標整備が推奨されている。国内では、防衛省が2023年度より、納期管理で成果を出した企業に対しインセンティブを与え、営業利益として最大15%上乗せする取組みを適用している。
- 日本のITシステムに関する政府調達においても、①従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって創出できる付加価値を示した提案を高く評価すること、②契約形態においても事業者システム構築後も改善を促すインセンティブを設計することを通し、継続的にシステム/サービスを進化させる仕組みを整備すべきではないか。これらの取り組みによって、政府調達にまだ参画したことがない企業に対しても、政府調達案件のビジネスとしての魅力が向上し、多種・多様な企業の参入を促すことが可能になると考える。

【要望内容】

受発注者の双方にとって利のある関係性を強化すべく、従来の入札価格と技術点という評価軸だけでなく、構築するシステムによって創出できる付加価値を示した提案を高く評価すべき。あわせて、SLA等のペナルティの設定だけでなく、事業者が付加価値を生み出すシステムを構築・改善する動機付けを行うべく、契約形態においてCPIF (Cost Plus Incentive Fee Contract) のようなインセンティブを考慮すべき。

IT連

日本IT団体連盟